

まち
小さな田舎からの「生命地域」宣言
“いのち彩る里 飯南町”



飯南町生活ガイドブック

飯南町



もくじ

合併にともなう住所表示の変更

飯南町の住所表示	2
住所変更の証明書について	2
住所表示の変更にともなう手続き	
役場関係	3
県関係	5
国関係	7

飯南町のご案内

飯南町マップ	8
飯南町のしくみと仕事	10

飯南町生活ガイド

届出と証明	
戸籍と住民登録に関する主な届け出	12
外国人登録に関する届け出	13
印鑑登録	13
原動機付自転車等の登録	14
各種証明書の交付など	14
国民健康保険・国民年金・老人保健	
国民健康保険	16
国民年金	17
老人保健・医療費給付制度	18
保育・教育	
保育所	19
小学校・中学校	19
保健・福祉	21
病院・診療所	24
生活環境	
ごみ	25
火葬場	25
住宅	25
水道・下水道	26

飯南町の主な施設の電話番号	27
---------------	----

合併にともなう住所表示の変更

飯南町の住所表示

合併に伴って住所表示が次のとおり変更されます。

- ・郵便番号については「飯南町頓原」のみ変更されます。
- ・番地の変更はありません。

合併前	飯南町（合併後）	
住所表示	住所表示	郵便番号
頓原町大字頓原町	飯南町頓原	690-3207
頓原町大字頓原村	飯南町都加賀	690-3203
頓原町大字都加賀	飯南町佐見	690-3204
頓原町大字佐見	飯南町長谷	690-3205
頓原町大字長谷	飯南町花栗	690-3206
頓原町大字花栗	飯南町獅子	690-3311
頓原町大字獅子	飯南町八神	690-3312
頓原町大字八神	飯南町志津見	690-3313
頓原町大字志津見	飯南町角井	690-3314
頓原町大字角井	飯南町上赤名	690-3512
赤来町大字上赤名	飯南町赤名	690-3511
赤来町大字赤名	飯南町下赤名	690-3513
赤来町大字下赤名	飯南町塩谷	690-3515
赤来町大字塩谷	飯南町井戸谷	690-3514
赤来町大字井戸谷	飯南町畑田	690-3516
赤来町大字畑田	飯南町真木	690-3404
赤来町大字真木	飯南町小田	690-3403
赤来町大字小田	飯南町上来島	690-3405
赤来町大字上来島	飯南町野萱	690-3401
赤来町大字野萱	飯南町下来島	690-3402
赤来町大字下来島		

- (例) 現在：〒690-3202島根県飯石郡頓原町大字頓原村〇〇番地
→飯南町（合併後）：〒690-3207島根県飯石郡飯南町頓原〇〇番地
現在：〒690-3512島根県飯石郡赤来町大字上赤名△△番地
→飯南町（合併後）：〒690-3512島根県飯石郡飯南町上赤名△△番地

住所変更の証明書について

合併にともない、住所変更に関する証明書（無料）を下記の庁舎で交付します。
各種住所変更の手続きに際し、証明書が必要な方は申し出てください。

証明書交付場所 ○赤名庁舎 ○頓原庁舎 ○来島支所 ○志々支所

住所表示の変更にもなう手続き

■役場関係

	項目	該当者	手続きの方法等	担当部署
住民登録	住民票・戸籍	登録者	手続きの必要はありません。合併時に職権により変更します。	住民課
	住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	平成17年1月1日以降、窓口において再交付手続きを行い、新町のカードと交換してください。(手数料無料)	
	印鑑登録証	印鑑登録証をお持ちの方	合併後、新しい登録証を郵送します。現在お持ちの登録証は、1月末日まで使用できます。2月からは、新しい登録証を使用ください。	
	外国人登録証	外国人登録をされている方	手続きの必要な方にご案内のハガキを送付しますので、必要な手続きを行ってください。	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	被保険者証等をお持ちの方	合併前に新しい被保険者証等をお送りします。1月からは、医療機関にかかる場合には、新しい被保険者証を提示してください。現在の被保険者証は12月末日まで使用し、その後回収します。	住民課
	国民健康保険退職被保険者証			
	国民健康保険高齢受給者証			
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
	国民健康保険特定疾病療養受療証			
老人保健医療	老人保健医療受給者証	受給資格者証等をお持ちの方	合併前に新しい受給資格者証等をお送りします。1月からは、医療機関にかかる場合には、新しい受給資格者証等を提示してください。現在の受給資格者証等は12月末日まで使用し、その後回収します。	住民課
	老人保健特定疾病療養受療証			
	老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証			
介護保険	介護保険被保険者証	被保険者証・認定証等をお持ちの方	手続きは必要ありません。現在お持ちの被保険者証・認定証等が引き続き使用できます。	保健福祉課
	介護保険標準負担額減額認定証			
	介護保険特定標準負担額減額認定証			
	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証			
	訪問介護利用者負担額減額認定証			
医療給付	重度心身障害者等医療費受給資格者証	受給資格者証等をお持ちの方	手続きは必要ありません。現在お持ちの受給者証等が引き続き使用できます。	保健福祉課
	障害者医療費受給者証			
	乳幼児医療費受給資格者証			
福祉手帳等	母子健康手帳	手帳等をお持ちの方	手続きは必要ありません。引き続き使用できます。	保健福祉課
	妊婦健康診査受診票			
	身体障害者手帳			
	療育手帳			
	戦傷病者手帳			
	精神障害者保健福祉手帳			
	精神障害者通院医療費			
	公費負担患者票			

	項目	該当者	手続きの方法等	担当部署
福祉手当等	児童手当	手当を受給されている方	手続きの必要はありません。	次世代育成支援室
	(特別) 児童扶養手当	手当を受給されている方	手続きの必要はありません。	保健福祉課
	心身障害者福祉手当			
	難病者福祉手当			
	特別障害者手当			
年金	年金手帳（国民年金加入者）	被保険者及び年金を受給されている方	手続きの必要はありません。	住民課
その他の手続き	地縁による団体	地縁団体の認可を受けている団体	手続きの必要はありません。	総務課
	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）	標識の交付を受けている方	手続きの必要はありません。	住民課
	交通災害共済	加入者の方		
	町営バスの回数券	回数券をお持ちの方	合併後もそのまま使用できます。なお、町外用の券をお持ちの方は、町内用の券に引き換えます。	
	犬の登録（狂犬病予防法）	犬の飼い主の方	手続きの必要はありません。	
	一般廃棄物処理業の許可	許可を受けている方	手続きの必要はありません。現在受けている許可はその期限まで有効です。	
	一般廃棄物収集運搬業の許可			
	浄化槽清掃業の許可			
	町営墓地・霊園の使用許可	使用許可を受けている方	手続きの必要はありません。	産業振興課
	鳥獣飼養許可	飼養許可を受けている方	手続きの必要はありません。現在受けている許可はその期限まで有効です。	
	リース牛舎の利用許可	利用者の方	手続きの必要はありません。	
	滞在型市民農園使用許可	利用者の方		
	町行造林契約	契約者の方		
	公社造林契約	契約者の方		
	道路（河川）占用許可	許可を受けている方	手続きの必要はありません。現在受けている許可はその期限まで有効です。	建設課
	屋外広告物の許可	許可を受けている方	手続きの必要はありません。現在受けている許可はその期限まで有効です。	産業振興課
	農業者年金の被保険者・受給者証	農業者年金被保険者及び年金受給者	手続きの必要はありません。	
	入札参加資格申請書	申請をされている方	手続きの必要はありません。	財政管理課
	排水設備指定工事店の指定	指定を受けている方	手続きの必要はありません。現在頓原町及び赤来町で指定を受けておられる業者の方は、有効期限内は飯南町において指定を継続します。	上下水道課
	給水装置工事事業者の指定	指定を受けている方	手続きの必要はありません。現在赤来町の指定を受けておられる業者の方は飯南町において指定を継続します。	
行政財産の使用許可	許可を受けている方	手続きの必要はありません。	財政管理課	
口座振替	納税等の口座振替を依頼されている方	手続きの必要はありません。	出納室	

■県関係（手続が必要なもの）

項目	手続きを要する方	手続きの方法	担当部署
学校法人の寄付行為	学校法人	学校法人において、遅滞なく寄付行為を変更し、届け出てください。	島根県総務部総務課
公益法人の定款又は寄付行為	公益法人	市町村合併後に開催する総会又は理事会において、定款又は寄付行為を変更して下さい。知事への定款又は寄付行為の変更の認可申請は不要ですが、変更した内容の届出が必要です。	島根県各所管課
宗教法人の規則	宗教法人	市町村合併後に各宗教法人の規則に定める手続きに従って規則を変更して下さい。知事への規則変更の認証申請は不要ですが、変更した内容の届出が必要です。	島根県総務部総務課
容器再検査所登録	登録している方	住所変更の手続きが必要となりますので、県消防防災課で手続きをしてください。	島根県総務部 消防防災課
火薬類製造営業許可	許可を受けている方		
火薬類販売営業許可	許可を受けている方		
火薬庫設置許可	許可を受けている方		
猟銃等製造許可	許可を受けている方		
猟銃等販売許可	許可を受けている方		
液化石油ガス販売事業者登録	登録している方		
保安機関認定（更新）	認定業者		
特定液化石油ガス設備工事事業変更届出書	事業者		
特定非営利活動法人の定款	特定非営利活動法人の設立認証を受けている団体		
社会福祉法人の定款変更	社会福祉法人	住所変更の手続きが必要です。登記は法務局へ。その後の届けは健康福祉センターへ提出してください。	島根県各健康福祉センター
結核検診委託医療機関	受託医療機関	住所変更時にあわせて担当部局から通知いたします。	島根県健康福祉部 薬事衛生課
専用水道に係る確認申請書の記載事項の変更	専用水道設置者	住所変更の手続きが必要となりますので、健康福祉センターで手続きをして下さい。	島根県各健康福祉センター 衛生指導課
「食品衛生法」並びに「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく加工食品の製造所所在地の表示	加工食品の製造・加工業者等	市町村等の名称に変更がある場合は、適正な住所表示にしてください。	島根県各健康福祉センター 衛生指導課 島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県各農林振興センター 農業振興課 島根県農林水産部生産振興課

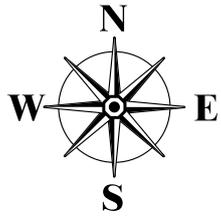
項目	手続きを要する方	手続きの方法	担当部署
登録分析機関の登録	登録を受けている方	合併後速やかに登録分析機関登録事項変更届を薬事衛生課に提出してください。	島根県各健康福祉センター衛生指導課
飼料等製造業者の届出	届出をしている方	住所変更手続きが必要となりますので、県庁農林水産部畜産振興課で手続きをして下さい。	島根県農林水産部畜産振興課
漁業許可証	許可を受けている方	住所変更の手続きが必要ですので書き換え交付申請を行って下さい。この場合、手数料は不要です。	島根県農林水産部水産課 島根県隠岐支庁水産局及び各水産事務所水産課
遊漁船業の適正化に関する法律第7条（登録事項の変更の届出）	遊漁船登録を受けている方	住所変更の手続きが必要となりますので、下記の所で手続きをして下さい。この場合手数料は不要です。	島根県農林水産部水産課 島根県隠岐支庁水産局及び各水産事務所水産課
「食品衛生法」並びに「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」に基づく加工食品の製造所所在地の表示	加工食品の製造・加工業者等	市町村等の名称に変更がある場合は、適正な住所表示にしてください。	島根県各健康福祉センター衛生指導課 島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県各農林振興センター農業振興課 島根県農林水産部生産振興課
肥料取締法に基づく肥料の生産業者等の住所の表示	肥料の生産業者等	市町村等の名称に変更がある場合は、適正な住所表示にしてください。	島根県各農林振興センター農業振興課 島根県農林水産部生産振興課
海岸占用許可	許可を受けている方	住所変更の手続きが必要となりますので、住所地を管轄する土木建築局及び土木建築（土木）事務所において、住所が変更となった日から10日以内に手続きをしてください。	島根県隠岐支庁土木建築局土木建築局及び各土木建築（土木）事務所維持管理課
公有水面埋立免許	埋立の免許を有する合併後の市町村	合併の日から14日以内に埋立権の承継の届出を行ってください。	
県指定有形文化財に係る届出	所有者又は管理責任者	住所変更の手続きが必要となりますので、市町村教育委員会を經由し、島根県教育委員会教育長あて届出をしてください。	島根県教育庁文化財課
県指定無形文化財に係る届出	保持者又は保持団体	住所変更の手続きが必要となりますので、市町村教育委員会を經由し、島根県教育委員会教育長あて届出をしてください。	
県指定有形民俗文化財に係る届出	所有者又は管理責任者	住所変更の手続きが必要となりますので、市町村教育委員会を經由し、県教育庁文化財課あて届出をしてください。	
県指定史跡名勝天然記念物に係る届出	所有者又は管理責任者	住所変更の手続きが必要となりますので、市町村教育委員会を經由し、島根県教育委員会教育長あて届出をしてください。	
銃砲刀剣類製造等届出書	銃砲刀剣類製造業者	住所変更の手続きが必要となりますので、管轄の警察署で手続きをして下さい。	島根県警察本部生活安全企画課又は警察署の生活安全課・生活安全刑事課

項目	手続きを要する方	手続きの方法	担当部署
猟銃等保管業届出書	猟銃等保管業者	住所変更の手続きが必要となりますので、管轄の警察署で手続きをして下さい。	島根県警察本部生活安全企画課又は警察署の生活安全課・生活安全刑事課
使用人届出済証明書	使用人届出者		

■国関係

項目	詳細	担当部署
登記簿等の土地・建物の表示	土地（建物）の表示については、新しい住所表示に変更されたものとみなされます。	不動産所在地を管轄する法務局
不動産所有者の住所登記	所有者等の住所は、新しい住所表示に変更されたものとみなされます。 なお、変更しないと不都合が生じる場合には、不動産所在地を管轄する法務局への申請により変更することができます。	不動産所在地を管轄する法務局
会社等の商業登記・法人登記及びその代表者の住所登記	会社の本店、法人の主たる事務所及びその代表者の住所については、新市町村名等に変更されたものとみなされます。会社の支店、法人の従たる事務所の住所についても、同様に新市町村名等に変更されたものとみなされます。 なお、変更しないと不都合が生じる場合には、本店、支店を管轄する法務局への申請により変更することができます。（支店の場合は、本店を管轄する法務局で変更の登記をした後、支店を管轄する法務局に変更登記を申請してください。）	本店・支店の所在地を管轄する法務局

飯南町マップ



飯南町立志々小学校
さつき保育所

さつき会館
●飯南町役場志々支所
●志々出張診療所
●志々公民館

飯南町立頓原小学校
飯南町立頓原中学校
飯南病院

都市交流センター「やまなみ」
頓原農村環境改善センター「みせん」
桜ヶ台保育所

飯南町生涯学習センター
●教育委員会(学校教育課・社会教育課)
●頓原公民館
●飯南町立図書館

飯南町保健福祉センター
●保健福祉課
●次世代育成支援室
●飯南町訪問看護ステーション

飯南町役場頓原庁舎
●地域支援課
●産業振興課
●建設課
●上下水道課
●農業委員会

飯南町役場赤名庁舎
●町長
●助役
●総務課
●総合調整課
●財政管理課
●住民課
●政策企画課
●赤名地域支援室
●出納室
●議会事務局

来島保健センター
来島診療所
飯南町立赤来中学校

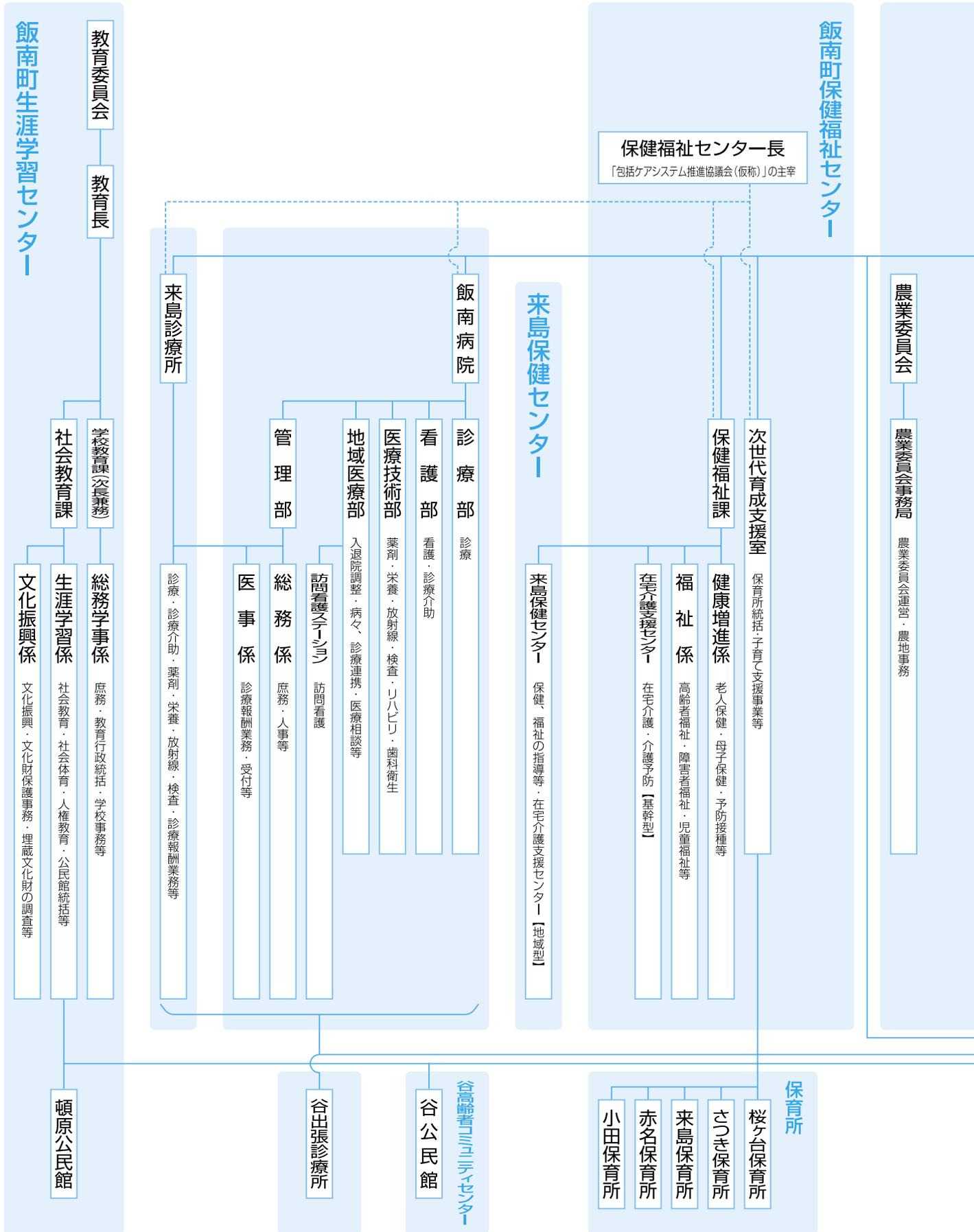
飯南町立来島小学校
来島基幹集落センター
●飯南町役場来島支所
●来島公民館

来島保育所
小田保育所

飯南町火葬場
赤名保育所
憩いの郷衣掛
飯南町立赤名小学校

飯南町立谷小学校
赤名農村環境改善センター
●赤名公民館
谷高齢者コミュニティセンター
●谷公民館
谷出張診療所

飯南町のしくみと仕事



議 会

議 会 事 務 局

議会運営・監査委員の補助事務等

収入役

出 納 室

出納事務・指定金融機関・決算事務等

総 務 課

総 務 係

行政一般・庶務・情報公開・選挙等

総合調整課

防 災 安 全 係

消防・防災・交通安全等

財政管理課

秘 書 係

秘書・公聴・広報・課長会議等

政策企画課

調 整 係

行政改革・広域行政・課間・合併・地域支援業務の調整等

住民課

管 財 係

入札・財産・文書の管理等

町 長

財 政 係

予算・町債・地方交付税・基金等

助 役

生 命 地 域 創 生 係

新町建設計画・プロジェクト事業の推進・総合振興計画の策定等

住 民 課

情 報 シ ス テ ム 係

電算事務の調整・地域情報化の推進等

赤名地域支援室

税 務 保 險 係

税の賦課・徴収・国民健康保険・未収金対策等

住 民 課

戸 籍 係

戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等

住 民 課

生 活 環 境 係

地域交通対策・環境衛生・環境保全等

地域支援課

住 民 係

総合窓口事務

産業振興課

地 域 振 興 係

地域支援業務・頓原庁舎以外の課の補元

建設課

農 業 振 興 係

農業、畜産、特産の振興

上下水道課

里 山 整 備 係

林業、有書鳥獣、土地改良事業、内水面事業の推進等

上下水道課

商 工 観 光 係

商工業の振興・観光事業の推進等

建設課

管 理 係

道路、河川、橋梁の維持管理・公営住宅の管理等

建設課

工 務 係

道路、河川、橋梁の事業施工、災害復旧等

建設課

地 籍 調 査 係

地籍調査事業等

建設課

水 道 係

上下水道事業の推進等

建設課

下 水 道 係

下水道事業の推進等

議 会

議 会 事 務 局

議会運営・監査委員の補助事務等

収入役

出 納 室

出納事務・指定金融機関・決算事務等

総 務 課

総 務 係

行政一般・庶務・情報公開・選挙等

総合調整課

防 災 安 全 係

消防・防災・交通安全等

財政管理課

秘 書 係

秘書・公聴・広報・課長会議等

政策企画課

調 整 係

行政改革・広域行政・課間・合併・地域支援業務の調整等

住民課

管 財 係

入札・財産・文書の管理等

町 長

財 政 係

予算・町債・地方交付税・基金等

助 役

生 命 地 域 創 生 係

新町建設計画・プロジェクト事業の推進・総合振興計画の策定等

住 民 課

情 報 シ ス テ ム 係

電算事務の調整・地域情報化の推進等

赤名地域支援室

税 務 保 險 係

税の賦課・徴収・国民健康保険・未収金対策等

住 民 課

戸 籍 係

戸籍・住民基本台帳・印鑑登録等

住 民 課

生 活 環 境 係

地域交通対策・環境衛生・環境保全等

地域支援課

住 民 係

総合窓口事務

産業振興課

地 域 振 興 係

地域支援業務・頓原庁舎以外の課の補元

建設課

農 業 振 興 係

農業、畜産、特産の振興

上下水道課

里 山 整 備 係

林業、有書鳥獣、土地改良事業、内水面事業の推進等

上下水道課

商 工 観 光 係

商工業の振興・観光事業の推進等

建設課

管 理 係

道路、河川、橋梁の維持管理・公営住宅の管理等

建設課

工 務 係

道路、河川、橋梁の事業施工、災害復旧等

建設課

地 籍 調 査 係

地籍調査事業等

建設課

水 道 係

上下水道事業の推進等

建設課

下 水 道 係

下水道事業の推進等

飯南町役場赤名庁舎

飯南町役場頓原庁舎

赤名農村環境改善センター
赤名公民館

さつき会館
志々支所
志々出張診療所
志々公民館

来島基幹集落センター
来島支所
来島公民館

飯南町生活ガイド

届出と証明

戸籍と住民登録に関する主な届け出

このようなとき	届け出期間	受付窓口	必要なもの
子供が生まれたとき (出生届)	出生した日から14日以内	赤名庁舎 頓原庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ○出生届書（出生証明書） ○届出人の印鑑 ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○母子健康手帳
死亡したとき (死亡届)	死亡の事実を知った日から7日以内		<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届書（死亡診断書） ○届出人の印鑑 その他関連する手続きに必要なもの（後日手続きを行なってください。） <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○介護保険被保険者証（該当者のみ） ○印鑑登録証（登録者のみ） ○国民年金証書（加入者のみ） ○老人医療受給者証（加入者のみ）
結婚したとき (婚姻届)	期間の定めはありません。（届け出により法律上の効力が発生します。）		<ul style="list-style-type: none"> ○婚姻届書（証人欄に成人2人の署名、押印） ○夫、妻の戸籍の全部事項証明書（謄本）（飯南町に本籍のない方） ○夫、妻それぞれの印鑑（届書に押したものの） ○未成年者が結婚するときは父母の同意書 ○住所変更（転入）する場合は転出証明書 ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○届書を持参した方の顔写真のついた証明書（運転免許証、旅券など）
離婚したとき (離婚届)	協議離婚の場合は期間の定めはありません。（届け出により法律上の効力が発生します。） 裁判離婚の場合は調停成立、審判確定、判決確定から10日以内	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	<ul style="list-style-type: none"> ○離婚届書（証人欄に成人2人の署名、押印） ○届出人の印鑑 ○裁判離婚の場合、調停調書の謄本、または審判書もしくは判決の謄本と確定証明書 ○戸籍の全部事項証明書（謄本）（飯南町に本籍のない方） ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○届書を持参した方の顔写真のついた証明書（運転免許証、旅券など）
町外から引っ越してきたとき (転入届)	町内に住所を移した日から14日以内		<ul style="list-style-type: none"> ○届出人の印鑑 ○転出証明書（前住所地の市区町村長が発行したもの） ○国民年金手帳（加入者のみ） ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○介護保険受給者資格証明書（該当者のみ）

このようなとき	届け出期間	受付窓口	必要なもの
町外へ引っ越すとき (転出届)	町外へ住所を移す日の 14日前から当日まで		○届出人の印鑑 ○印鑑登録証（登録者のみ） ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○介護保険被保険者証（該当者のみ）
町内で住所が変わったとき (転居届)	町内で住所を変更した 日から14日以内	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○届出人の印鑑 ○国民年金手帳（加入者のみ） ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ○介護保険被保険者証（該当者のみ）
世帯主を変更したとき (世帯主変更届)	世帯主を変更した日か ら14日以内		○届出人の印鑑 ○国民健康保険被保険者証（加入者のみ）

外国人登録に関する届け出

外国人の方が日本に90日以上滞在するときは、外国人登録を行うことが義務付けられています。

このようなとき	届け出期間	受付窓口	必要なもの
日本に入国したとき (新規登録)	入国した日から90日 以内		○旅券 ○写真（4.5×3.5cm）2枚 ※16歳未満は写真不要
子供が生まれたとき (出生届)	出生した日から60日 以内		○出生証明書 ○母子健康手帳
町外から引っ越してきたとき (転入届)	町内に住所を移した日 から14日以内	赤名庁舎 頓原庁舎	○外国人登録証明書
町内で住所が変わったとき (転居届)	町内で住所を変更した 日から14日以内		○外国人登録証明書
登録事項に変更が生じたとき (登録事項変更届)	変更があった日から 14日以内		○外国人登録証明書 ○変更（氏名、国籍、職業、勤務先、在留 の資格、在留期間など）が生じたことを 証明する文書

印鑑登録

飯南町に住民登録、または外国人登録をしている15歳以上の方は、1人につき1個、印鑑を登録できます。

区分	受付窓口	必要なもの
本人が申請する場合		○登録する印鑑 ○顔写真の付いた証明書（運転免許証、旅券、外国人登録証明書など）
代理人が申請する場合 (郵便で確認書類を本人あてに送付するため、登録までに日数がかかります)	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○登録する印鑑 ○代理人選任届出書 ○代理人の印鑑 ○顔写真の付いた証明書（運転免許証、旅券、外国人登録証明書など）
印鑑登録証の再交付		上記の「本人が申請する場合」、「代理人が申請する場合」と同じ ※再交付の場合は、1件につき500円の手数料が必要です。

原動機付自転車等の登録

原動機付自転車（125cc以下）や小型特殊自動車（農業用・特殊車）等を取得した場合は、新規登録してナンバープレートの交付を受けてください。

このようなとき	受付窓口	必要なもの
原動機付自転車等の登録をするとき	赤名庁舎 頓原庁舎	○登録者の印鑑 ○軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（購入及び譲受先の証明が必要） ○防犯登録票（加入者のみ）
原動機付自転車等の廃車をするとき		○登録者の印鑑 ○ナンバープレート ○軽自動車税廃車申告書兼標識返納書

各種証明書の交付など

区分及び種類	受付窓口	必要なもの	手数料
戸籍	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○印鑑 ○第三者への交付には制限があります。	1通 450円
		○印鑑 ○第三者への交付には制限があります。	1通 750円
		○印鑑 ○第三者への交付には制限があります。	1通 350円
住民基本台帳など	赤名庁舎 頓原庁舎	○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
		○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
		○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1件 200円
	赤名庁舎 頓原庁舎	○印鑑 ○顔写真の付いた証明書（運転免許証、旅券、外国人登録証明書など） ○顔写真（4.5×3.5cm）（希望の方のみ）	1通 500円
		赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○顔写真（4.5×3.5cm）（希望の方のみ）

区分及び種類		受付窓口	必要なもの	手数料
住民基本台帳など	身分証明書		○印鑑 ○本人以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
	印鑑登録証明書		○印鑑登録証（カード）	1通 200円
印鑑	印鑑登録証の再交付		※13ページの「印鑑登録」をご覧ください。	1件 500円
税金	納税証明書	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
	所得証明書		○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
	収入証明書		○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
	課税証明書		○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	1通 200円
	固定資産評価証明書		○印鑑 ○本人または同居の家族以外の方は、本人の印鑑を押印した委任状	無料
	資産調書			1通 200円
	地籍図の写し		赤名庁舎(旧赤来町分) 頓原庁舎(旧頓原町分)	○印鑑

国民健康保険・国民年金・老人保健

国民健康保険

勤務先の保険に加入している方や生活保護を受けている方以外は、必ず国民健康保険に加入しなければなりません。

このようなとき		受付窓口	必要なもの
国民健康保険に加入するとき (14日以内に届け出をしてください。) ※転入手続きをとってください。	他の市区町村から転入したとき	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○印鑑 ○転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき		○印鑑 ○社会保険などの資格喪失証明書 (離職票など)
	子供が生まれたとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証
	生活保護を受けなくなったとき		○印鑑 ○保護廃止決定通知書
	外国籍の方が加入するとき		○印鑑 ○外国人登録証明書
国民健康保険を脱退するとき (14日以内に届け出をしてください。)	他の市区町村へ転出するとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証
	職場の健康保険に加入したとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○加入した健康保険の保険証
	死亡したとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○保護開始決定通知書
	外国籍の方が脱退するとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○外国人登録証明書

このようなとき		受付窓口	必要なもの
その他のとき	退職者医療制度に該当したとき	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○年金証書
	住所、氏名、世帯主が変わったとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証
	国民健康保険被保険者証を紛失したとき		○印鑑 ○本人確認ができるもの (運転免許証など)
	旅行や出張により長期間住所を離れるため、別個の国民健康保険被保険者証が必要なとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証
	就学により世帯を離れているため、別個の国民健康保険被保険者証が必要なとき		○印鑑 ○国民健康保険被保険者証 ○在学証明書など

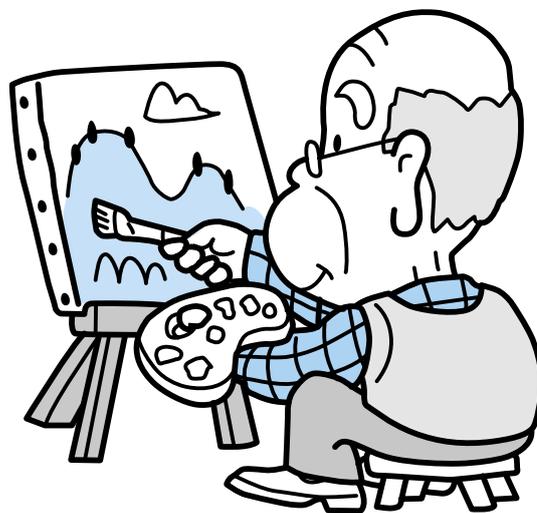
国民年金

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、原則として国民年金に加入しなければいけません。

このようなとき	受付窓口	必要なもの
勤め先を退職したとき (厚生年金や共済組合をやめたとき)	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○印鑑 ○年金手帳 ○退職した年月日がわかる書類
就職したとき (厚生年金や共済組合に加入したとき)		○印鑑 ○健康保険証 ○年金手帳
厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されなくなったとき (離婚、死別、収入が増えたときなど)		○印鑑 ○年金手帳 ○扶養されなくなった年月日がわかる書類
任意加入するとき、やめるとき		○印鑑 ○年金手帳
保険料を納めるのが困難なとき (納付免除・学生納付特例申請をするとき)		○印鑑 ○年金手帳 ○学生証または在学証明書(学生の場合)
年金手帳をなくしたとき		○印鑑

老人保健・医療費給付制度

このようなとき	受付窓口	必要なもの
町外から引っ越してきたとき	赤名庁舎 頓原庁舎 来島支所 志々支所	○印鑑 ○健康保険証 ○老人保健法による負担区分等証明書（前住所地で交付されたもの）
町外へ引っ越すとき（転出届）		○印鑑 ○老人医療受給者証
住所、氏名などが変わったとき		○印鑑 ○老人医療受給者証
健康保険の変更があったとき		○印鑑 ○新しい健康保険証
重度の障害があり65歳以上になったとき		○印鑑 ○健康保険証 ○障害の状態がわかる書類（身体障害者手帳など）



保育・教育

保育所 【次世代育成支援室 72-1780】

保育所は、児童福祉法に基づき、保護者が仕事などにより家庭で保育をできない児童を、保護者に代わって保育をします。

○入所要件

入所できるお子さんは、保護者のいずれもが次の事情で、お子さんを保育できない場合です。

- ①保護者が居宅外で労働することを常態としているとき
- ②保護者が居宅内にいて、子供と離れて日常の家事以外の労働をしているとき
- ③妊娠中または出産後間もないとき
- ④長期にわたり疾病の状態または精神もしくは身体に障害を有しているとき
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているとき
- ⑥上記に類する状態にあると町長が認めるとき

○入所の申し込み

- ①4月1日の入所募集は、毎年12月に行ないます。募集については、広報誌などでお知らせします。
- ②年度途中から入所を希望する場合は、お問い合わせください。

○保育時間

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 平日 | 午前8時30分～午後5時（開所：午前7時45分～午後6時） |
| 土曜日 | 午前8時30分～正午（開所：午前7時45分～午後0時30分） |

○一時保育（下記の内容は平成17年4月1日から適用されます。）

保護者の傷病、家族の看護、災害、冠婚葬祭などによる緊急時の場合は一時保育を行ないます。

- ①一時保育は月に12日までとし、保育時間については、通常の保育と同様です。
- ②原則5日前までに一時保育事業利用申請書を提出してください。
- ③保育料は、1日当たり1,800円です。ただし、生活保護世帯、その他町長が特に認めた場合は無料です。

○土曜日を登所させない場合の保育料減免（下記の内容は平成17年4月1日から適用されます。）

保護者が勤める職場の休暇などにより、土曜日の保育が必要ない場合は、申請を行なうことで保育料が減免されます。

- ①年度当初（年度途中も可）に土曜日休所に伴う保育料減免申請書を提出してください。
- ②年度途中で土曜日休所を中止し通常の保育とすることができますが、再度その年度に土曜日休所の申請をする事はできません。
- ③保育料の減免額は、月額保育料の25分の4です。

小学校・中学校 【教育委員会 72-0301】

○小学校、中学校へ入学するとき

入学する児童、生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校および入学期日を記載した入学通知書を送付します。

次の場合は、学校教育課までご連絡ください。

- ・入学通知書が届かないとき
- ・入学通知書を受け取った後に転居、転出するとき

- ・入学通知書の記載内容に誤りがあるとき
- ・国立、私立の学校に入学するとき
- ・心身に障害のある場合や病弱なため、入学先の変更または延期をしたいとき

○転出、転居をするとき

住所異動（転出・転居）の手続きをした後、在学している学校に転校を申し出ると転校に必要な書類が発行されます。

転出する場合は、新住所地で転入の手続きをした後、新しく指定された学校へ書類を提出してください。

転居の場合は、転居の手続きをした後、新しく指定された学校へ書類を提出してください。



保健・福祉

このようなとき		受付、お問い合わせの窓口	内容
お母さんになったら	母子健康手帳	飯南町保健福祉センター 来島保健センター	妊娠したら妊娠届けを出して、母子健康手帳の交付・妊婦指導を受けます。 ○これは妊娠・分娩の経過、小学校に入るまでの健康状態を記録するものです。
	個別健診(妊婦一般・乳児一般)		健診を受けるための医療券をお渡します。
	妊婦サロン		両親学級で妊娠・出産の学習会を行ないます。また、妊婦さん同士の友達づくりの場としても活用してください。
赤ちゃんが生まれたら	新生児訪問		保健師と助産師が自宅にお伺いして、発育・育児等の相談をお受けします。
	乳幼児健診(乳児・1歳6か月児・3歳児)		内科健診、育児相談、栄養相談、歯科検診、歯磨き指導などを行ないます。対象者には通知します。
	予防接種		乳幼児には次の予防接種を行なっています。 ○BCG ○ポリオ(小児マヒ) ○3種混合(ジフテリア・破傷風・百日咳) ○麻疹(はしか) ○風疹 ○日本脳炎(幼児・学童) ○2種混合(ジフテリア・破傷風)(学童)
	乳幼児相談 育児サロン		保健師、栄養士が育児相談や離乳食の相談をお受けします。
	児童手当の支給		小学校3年生までの児童を養育している方に支給されます。 ○年金加入状況、所得によって給付制限があります。
乳幼児等医療費受給資格証の交付	○「3歳未満児の入通院」、「3歳以上就学前までの者でぜんそく等5疾患群にかかる1月未満の入院」を対象に、医療費の自己負担分を助成します。 ○資格証の交付には、申請書が必要です。		
離婚死別等によって母子家庭となったとき	児童扶養手当の支給	父親のいない家庭において、18歳未満の児童(20歳未満で一定の障害のある方)を養育している母親または養育者に対して支給されます。 ○世帯の所得によっては支給制度がありません。	
	福祉医療費医療(資格)証の交付	18歳未満又は高等学校第3学年までの児童を養育する者及び児童(所得税非課税世帯に限る)の医療費の自己負担分を助成します。医療(資格)証の交付には、申請が必要です。	

このようなとき		受付、お問い合わせの窓口	内容
身体障害者手帳が必要なとき	身体障害者手帳の交付	飯南町保健福祉センター 来島保健センター	<p>身体障害者手帳は、体が不自由な人が身体障害者福祉法の定める援助を受けるのに必要な手帳です。</p> <p>○手帳の交付申請には県知事の指定を受けた医師の診断書が必要です。</p> <p>○手帳には、障害程度によって1～6級の区分があり、等級によって援助の内容が異なります。</p> <p>○障害程度が途中で変わったとき、紛失、破損したときなどは再交付申請によって新しい手帳が交付できます。</p>
療育手帳が必要なとき	療育手帳の交付		<p>知的障害者（児）に対して一貫した各種援助を受けやすくするための手帳です。</p> <p>○手帳交付申請には18歳未満であれば児童相談所、18歳以上は知的障害者更生相談所の判定が必要です。</p> <p>○手帳の交付を受けた後も、障害程度によっては継続して判定を受ける必要があります。</p> <p>○紛失、破損したときなど再交付申請によって再交付ができます。</p>
精神障害者保健福祉手帳が必要なとき	精神障害者保健福祉手帳の交付		<p>精神障害者に対して、各種援助を受けるために必要な手帳です。</p> <p>○紛失、破損したときなど再交付申請によって再交付ができます。</p> <p>通院医療費公費負担の申請も受け付けます。</p>
補装具が必要なとき 補装具の修理が必要なとき	補装具の交付・修理		<p>身体障害者（児）の身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするため、盲人杖・補聴器・車椅子・ストマ用装具等の補装具の交付または修理を行なっています。</p>
日常生活用具が必要なとき	重度身体障害者（児）日常生活用具給付事業		<p>在宅の重度身体障害者（児）に特殊寝台・特殊マット・浴槽・便座等の日常生活用具を給付します。</p> <p>○障害の部位、等級によって給付品目が異なります。</p>
更生医療を受けたいとき	更正医療の給付		<p>18歳以上の身体障害者手帳所持者が対象で、職業能力の増進、日常生活を容易にするための医療です。</p> <p>医療保険や公費負担制度の適用がある場合、残額（本人負担分）を給付の対象とします。</p>
福祉医療費助成を受けたいとき	福祉医療費医療（資格）証の交付		<p>身体障害者手帳1～2級所持者及び療育手帳の交付を受けている方の保険診療の自己負担を助成します。</p> <p>○所得によっては受けられない場合があります。</p> <p>○医療（資格）証の交付には申請が必要です。</p>

このようなとき		受付、お問い合わせの窓口	内容
20歳以上で心身に重度の障害を有したとき	特別障害者手当の支給	飯南町保健福祉センター 来島保健センター	心身に重度の障害があるために常時介護を必要とする、在宅の重度重複障害者へ支給されます。 ○本人、扶養義務者の所得や施設、病院への入院状況等により支給されない場合があります。
20歳未満の障害児を扶養するとき	特別児童扶養手当の支給		○身体又は精神に重度又は中程度の障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している保護者等へ支給されます。 ○手当を受けるには申請が必要です。 ○扶養義務者の所得、施設入所状況等により支給されない場合があります。
	障害児福祉手当の支給		心身に重度の障害があるために常時介護を必要とする、在宅の重度重複障害者へ支給されます。 ○本人、扶養義務者の所得や施設への入所状況等により支給されない場合があります。
介護保険の利用について	介護保険サービスの申請 ○認定申請（新規・更新・変更・廃止） ○居宅介護支援事業所の届出 ○高額介護サービス費支給申請 ○福祉用具の購入 ○住宅の改修等		介護保険サービスを受けたいときは、事前に介護保険の認定申請をして、介護認定を受ける必要があります。 ※持参するもの ○介護保険被保険者証 ○その他必要な書類
	介護保険サービスの利用 ○ホームヘルパーの派遣 ○通所介護 ○短期入所 ○施設入所等		介護保険サービスの利用は担当ケアマネジャーにご相談ください。
家族を介護している方への支援	家族介護教室		高齢者を介護している家族の方などに、介護方法や介護予防、介護者の健康づくりについての知識・技術を習得してもらうために教室を開催します。
家族を介護している方への支援	介護用品の支給		要介護4又は5で市町村民税非課税世帯の在宅高齢者を介護している家族の方に、5つの介護用品（紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー）を支給します。
	家族介護者交流事業（元気回復事業）		高齢者を介護している家族の方を、介護から一時的に解放し、身心のリフレッシュを図るため、旅行や施設見学などを交えた交流会を開催します。
	家族介護慰労事業		市町村民税非課税世帯で、過去1年間介護保険サービスを受けなかった高齢者（要介護4又は5の方）を在宅で介護している家族の方に慰労金を支給します。

病院・診療所

飯南町では、飯南病院、来島診療所、志々出張診療所、谷出張診療所で地域の医療を担います。

飯南病院 72-0221

診療科目	受付時間	休日	面会時間
内科・※外科・※整形外科・※小児科・ ※産婦人科・※眼科・歯科口腔外科・ リハビリテーション科	8時30分～11時30分	土曜日・日曜日・祝日 12月29日～1月3日	午前7時 ～午後9時

※外科については、平成16年6月から当分の間、医師不在のため診察しておりません。また、整形外科・小児科・産婦人科・眼科は診察の曜日が異なりますのでご注意ください。
詳しくは飯南病院へお問い合わせください。

来島診療所 76-2309

診療科目	受付時間	休日
内科	月曜日・水曜日・木曜日 午前8時30分～午前11時 火曜日・金曜日 午後1時～午後3時30分	土曜日・日曜日・祝日 12月29日～1月3日

志々出張診療所 73-0644

診療科目	受付時間
内科・整形外科	水曜日・金曜日 午前9時～午前11時30分（隔週水曜日・毎週金曜日） 午後1時～午後3時（隔週水曜日）

谷出張診療所 76-2101

診療科目	受付時間
内科	火曜日・金曜日 午前8時30分～午前11時

生活環境

ごみ 【いいしクリーンセンター 72-9217・住民課 76-2213】

ごみ分別、収集方法、収集日などは、合併前と変わりません。

ごみの分別方法などについては、すでにお配りしています「ごみの分別と出し方のしおり」をご覧ください。

火葬場 【住民課 76-2213】

火葬場の利用については、合併前と変わりません。

住宅 【建設課 72-1900】

入居の募集、受付については、建設課へお問い合わせください。



水道・下水道 【上下水道課 72-1041】

○水道、下水道に関する届出

次のようなときは、上下水道課にお問い合わせください。

- ・水道、下水道の使用を始めるとき
- ・水道、下水道の使用を止めるとき
- ・使用人数が変わったとき（下水道のみ）
- ・合併処理浄化槽の設置を希望するとき
- ・所有者や使用者の名義が変わるとき
- ・水道、下水道などを長期間使用しないとき
- ・漏水など故障があったとき

○平成17年4月からの一般家庭の水道、下水道料金は次のとおりです。

水道料金

項目		料金	
使用料 ※消費税込	基本料金（10㎡まで）	1,785	
	超過料金（1㎡につき）	189	
	メーター使用料（1ヶ月）	□径13mm	84
		□径20mm	168
水道事業分担金		100,000	

早見表

使用水量	水道料金（1ヶ月につき）	
	メーター 13mm の場合	メーター 20mm の場合
10㎡使用した場合	1,860	1,950
20㎡使用した場合	3,750	3,840
30㎡使用した場合	5,640	5,730
40㎡使用した場合	7,530	7,620
50㎡使用した場合	9,420	9,510
100㎡使用した場合	18,870	18,960

下水道料金

項目		料金
使用料	基本料金	2,100
※消費税込	人員割加算料金（1人当たり）	525
下水道事業分担金（公共下水・農業集落排水施設）		150,000
合併処理浄化槽設置分担金		150,000 + 標準外工事費

早見表

家族人数	下水処理料金（1ヶ月につき）
1人の場合	2,620
2人の場合	3,150
3人の場合	3,670
4人の場合	4,200
5人の場合	4,720

飯南町の主な施設の電話番号

市外局番 0854

飯南町役場赤名庁舎

〒690-3513

島根県飯石郡飯南町下赤名890番地

代表	TEL 76-2211 FAX 76-2221
総務課	TEL 76-2211
赤名地域支援室	TEL 76-2212
総合調整課	TEL 76-2902
財政管理課	TEL 76-2864
住民課	TEL 76-2213
政策企画課	TEL 76-2214
出納室	TEL 76-2215
議会事務局	TEL 76-2190

飯南町役場頓原庁舎

〒690-3207

島根県飯石郡飯南町頓原2319番地

代表	TEL 72-0311 FAX 72-1056
地域支援課	TEL 72-0311
産業振興課	TEL 72-0313
建設課	TEL 72-1900
上下水道課	TEL 72-1041

飯南町保健福祉センター

〒690-3207

島根県飯石郡飯南町頓原2064番地

代表	TEL 72-1770 FAX 72-1775
保健福祉課	TEL 72-1770
次世代育成支援室	TEL 72-1780
飯南町訪問看護ステーション	TEL 72-1781

来島保健センター

〒690-3401

島根県飯石郡飯南町野萱1831番地2

代表	TEL 76-3800 FAX 76-3801
----	----------------------------

飯南町役場来島支所

〒690-3401

島根県飯石郡飯南町野萱331番地2

TEL 76-2393 FAX 76-2845

飯南町役場志々支所

〒690-3312

島根県飯石郡飯南町八神117番地1

TEL 73-0001 FAX 73-0026

飯南町教育委員会

〒690-3207

島根県飯石郡飯南町頓原2084番地4

代表	TEL 72-0301 FAX 72-1354
学校教育課	TEL 72-0301
社会教育課	TEL 72-1776

桜ヶ台保育所	TEL 72-0237
さつき保育所	TEL 73-0474
赤名保育所	TEL 76-2792
来島保育所	TEL 76-3284
小田保育所	TEL 76-3116

飯南町立頓原小学校	TEL 72-0015
飯南町立志々小学校	TEL 73-0006
飯南町立赤名小学校	TEL 76-2800
飯南町立来島小学校	TEL 76-2342
飯南町立小田小学校	TEL 76-2336
飯南町立谷小学校	TEL 76-2104
飯南町立頓原中学校	TEL 72-0521
飯南町立赤来中学校	TEL 76-2164

頓原公民館	TEL 72-0980
志々公民館	TEL 73-0350
赤名公民館	TEL 76-2039
来島公民館	TEL 76-2841
谷公民館	TEL 76-3629

飯南病院	TEL 72-0221
来島診療所	TEL 76-2309
志々出張診療所	TEL 73-0644
谷出張診療所	TEL 76-2101

来島基幹集落センター (来島支所)	TEL 76-2393
さつき会館 (志々支所)	TEL 73-0001
谷高齢者コミュニティセンター (谷公民館)	TEL 76-3629

赤名農林会館	TEL 76-3731
頓原農村環境改善センター ふれあいホール「みせん」	TEL 72-1155
赤名農村環境改善センター	TEL 76-3100

飯南町生涯学習センター (教育委員会)	TEL 72-0301
飯南町立図書館 (教育委員会)	TEL 72-0301
飯南町学校給食センター	TEL 72-0709

飯南町火葬場	TEL 76-2786
--------	-------------





飯南町

生活ガイドブック

平成16年12月発行

〔企画・編集〕

飯南合併協議会事務局

〔印刷・製本〕

株式会社 島根県農協印刷



町章

飯南町の頭文字である「I」（人間）をモチーフに、赤来と頓原のふたつのまちがしっかりと腕を組み和と団結を図ると共に、自然と人間味の溢れるみずみずしい「いのち彩る里」をつくっていかうとする姿勢を表しています。